



10月に入り、少し秋らしくなってきました。行事盛りだくさんの2学期も折り返しを迎えます。体調管理をしっかりと、この慌ただし季節を乗り切りましょう。



「103万円」「150万円」「106万円」「130万円」の壁とは？

パートで働いている配偶者の方がいる先生方の中には、パート収入がこの金額を超えないよう気にしている方も多いのではないのでしょうか。この4つの金額は「税制上の壁」と「社会保険上の壁」に分かれています。今回はこの「収入の壁」についてご説明します。

収入とは？

給与や賞与などの年間の合計。

所得とは？

収入から必要経費をひいたもの。

（税制上）103万円の壁

給与の支払いを受けている人は基礎控除で48万円が控除され、給与収入金額に応じて給与所得控除を受けることができます。収入が103万円以下であれば、「103万円－基礎控除48万円－給与所得控除55万円＝課税所得0円」となるので、配偶者控除が受けられます。つまり収入が103万円を超えると配偶者控除対象外になるということです。

配偶者の収入が103万円を超える場合、要件を満たせば「配偶者特別控除」が適用されます。次の「150万円の壁」をご確認ください。



（税制上）150万円の壁

配偶者の収入が103万円を超えても、約201万円以下であれば「配偶者特別控除」を受けることができます。納税者本人の収入が900万円以下の場合、配偶者の収入が150万円までであれば満額38万円の控除が受けられますが、150万円を超えると控除額が徐々に少なくなります。

（社会保険上）106万円の壁

社会保険加入義務の要件を満たしている事業所で、パートやアルバイトとして収入が106万円以上ある場合は、扶養を外れ自分で社会保険に加入しなければなりません。106万円の壁が適用される要件は以下のとおりです。

- (1) 労働時間が週20時間以上
- (2) 一か月の収入が8万8千円以上
- (3) 勤務期間が1年以上の見込み
- (4) 勤務先の従業員が501人以上
- (5) 学生ではない

雇用契約が3か月ごと、6か月ごとなど、契約更新の可能性があれば、1年以上の勤務期間の見込みがあると見なされます。



（社会保険上）130万円の壁

上記の会社規模などの条件に該当しない場合でも、収入が130万円を超えると、扶養を外れ、自身で社会保険に加入しなければなりません。勤務先に厚生年金、健康保険の制度があればそれに加りますが、なければ国民年金、国民健康保険に加入することになります。



扶養控除内で働くときには、これらの壁にご注意ください。「これはどうなんだろう？」と迷ったら、遠慮なく事務職員へご相談ください。

年末調整の時期になりました



10月下旬に各学校で申告書の配布を行います。提出期限が短いので、下記の説明事項を読み、備えておきましょう。

今年の変更点は？

…令和3年度税制改正により、扶養控除申告書等の押印が不要となりました。



提出物は？

	提出する申告書	説明	添付書類（該当分のみ）
1 (全員)	令和3年分 給与所得者の保険料控除 申告書	生命保険、医療保険、個人年金、地震保険などが対象です。	〈保険料を控除する場合〉 ・保険料やiDeCo等の証明書 (お子さんの国民年金も可)
2 (全員)	令和3年分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書 	昨年記入して頂いたものをお返しますので、内容の確認をお願いします。 ・本人や扶養親族で、初めて申告する場合はマイナンバーを記入してください。 ・昨年記入した内容に変更がある場合は二重線で消し、正しい内容を記入してください。 ・給与をもらっている扶養親族については、今年の1/1～12/31の期間に支払われた給与証明を添付してください。給与未払分は見込みで構いませんが、1月には確定版を提出してください。 ※受給権調査時に所得証明を提出した扶養親族については、見込版の提出は不要です（確定版は提出してください）。	〈初めて申告する場合〉 ・職員本人のマイナンバーカードの写し ※記載の住所等に変更がなければ通知カードでも可。 〈扶養親族に給与収入がある場合〉 ・パートやアルバイトの給与証明 〈扶養親族が年金を受給している場合〉 ・年金額改定通知書の写し
3 (全員)	令和4年分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書	来年の分ですが、今年のうちに入力しておきます。	
4 (該当者のみ)	令和3年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書	・最初の年は確定申告になります。 ・借換えをした場合は計算方法が変わるのでお知らせください。 ・転勤等により誰も住んでいない住宅は控除対象から外れます。 ・連帯債務の場合は申告書の備考欄に負担額についての申立を記入してください。	・借入金の年末残高等証明書 〈連帯債務の場合〉 ・計算明細書 
5 (全員)	令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書	・昨年度創設されました。 <u>該当箇所のみ記入してください。</u> ※給与収入が850万円を超え、要件を満たす場合は所得金額調整控除の対象となります。該当の方はご記入ください。	〈配偶者に給与収入がある場合〉 ・パートやアルバイトの給与証明



そろそろ証明書が届き始めているかと思います。提出までなくさないように保管しておきましょう。提出方法や詳細については、各学校の事務職員へお尋ねください。